

入会(継続)手続きのお願い

日頃より、福生ひまわりを支える会の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。皆様方の支援をいただきながら、社会福祉法人福生ひまわり会は、麦わら帽子・麦わら帽子みのり(従たる事業所)において、就労継続支援 B 型・指定特定相談支援の事業を継続しております。これからも、利用者の方々が安心して利用できる事業所として安定した運営を考えております。

皆さまにご協力いただく会費は、社会福祉法人福生ひまわり会の大切な運営資金となります。運営の一端を担う資金作りや、広く地域への啓発は今後とも大きな課題であります。会の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。お手数ですが、直接「福生ひまわりを支える会」事務局までお届けいただくか、お近くの郵便局にてお振込みいただくと幸いです。

これから会員になってくださる皆さまに・・・

★社会福祉法人福生ひまわり会の維持、発展にご協力をお願いいたします

★年会費・・・2,000 円/一口から

★会員の方には「ひまわりだより」や講演会のお知らせをお届けします

※すでに今年度分の会費を納めていただいた方で、行き違いなどございましたら申し訳ございません。

『福生ひまわりを支える会』会則

- | | | |
|--------|-------|---|
| 第 1 条 | 名称 | この会の名称を「福生ひまわりを支える会」とします。 |
| 第 2 条 | 事務局 | この会の事務局は社会福祉法人福生ひまわり会(福生市福生 2125-3 内)におきます。 |
| 第 3 条 | 目的 | 社会福祉法人福生ひまわり会の維持・発展のために協力、支援することを目的とします。 |
| 第 4 条 | 会員 | この会の目的に賛同し、年会費(一口≧2,000 円)以上を収め、財政的に支援します。 |
| 第 5 条 | 活動 | ①社会福祉法人福生ひまわり会を財政的に支援します。②精神障害者の問題を広く市民に理解してもらうための活動を行います。③その他、この会に必要なことを行います。 |
| 第 6 条 | 運営 | この会の重要事項及び企画などは、世話人会または総会で審議決定し活動します。世話人は、原則としてひまわりだよりか会報にて活動報告をします。 |
| 第 7 条 | 総会 | 原則として年 1 回総会を開催します。 |
| 第 8 条 | 会報 | 原則として年数回会報を発行し、事業の経過、予定を報告します。 |
| 第 9 条 | 世話人 | この会に若干名の世話人をおきます。世話人は総会で話し合いにより選出し、任期は一年、再任は妨げません。 |
| 第 10 条 | 規約改正 | この規約は、世話人の総意のもとに改正ができます。 |
| 第 11 条 | 役員 | この会は次の役員を置きます。
福生ひまわりを支える会
世話人代表 森田 昌三
世話人 萬沢 明 岩戸 五郎
事務局(会計) 岩崎 節子 |
| 第 12 条 | 設立年月日 | 本会の設立年月日は 2001 年 3 月 8 日とします。 |
| 第 13 条 | 規約施行日 | 本会則は 2004 年 7 月 8 日より施行します。 |

郵便振り込み口座番号

00100-6-71036

加入者名 福生ひまわりを支える会

福生ひまわりを支える会事務局

〒197-0011 福生市福生 2125-3

Tel.042-552-2258 Fax042-530-2400